

4月1日から

乳幼児医療費の助成対象を拡大します



相差保育所のこどもたち

乳幼児医療費は、現在4歳から小学校入学前の乳幼児については入院分のみの助成を行っていますが、平成20年4月1日診療分から4歳未満の乳幼児と同様に通院分についても助成を拡大します。

これにより、小学校入学前の乳幼児の入院・通院にかかるすべての医療費が助成の対象となります。

ここでは、その概要についてお知らせします。

市民課保険年金係 ☎ 1148

(平成20年4月1日現在)

対象者	義務教育就学前（小学校入学前）の乳幼児 ※6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子さん
対象になる医療費	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険適用分の自己負担額（加入保険の高額療養費制度や附加給付制度による還付がある場合はそれらを控除した額） 入院時の食事代（市県民税非課税世帯で、減額認定を受けたかたのみ）

鳥羽市に住所があるお子さんにかかる医療費を助成する制度です。

乳幼児医療費助成制度とは？

どうやって申請すればいいの？

医療費助成のためには、受給資格の登録が必要です。該当者（平成14年4月2日〜平成16年4月1日生まれ）には2月上旬に申請書を発送しますので、市民課（市民文

化会館1階）窓口か各連絡所で手続きをしてください。手続きに必要なもの

- 健康保険証（お子さんの名前が入ったもの）
- 通帳（郵便局以外）

平成19年度（平成18年分）所得額によって判定後、3月下旬に受給資格証を発送します。（所得限度額を超えるかたにはその旨を通知します。）

保護者所得制限限度額表

扶養親族等の数	限度額
0人	5,320,000円
1人	5,700,000円
2人	6,080,000円
3人	6,460,000円
4人	6,840,000円
5人	7,220,000円

現在使用している受給資格証はそのまま使えるの？

乳幼児医療費の受給資格証は毎年8月末に所得判定の上、更新されて、新しい受給資格証が郵送されます。現在お持ちの受給資格証の有効期限が平成20年8月31日までとなっているかたについ

ては、そのまま受給資格証を使っていただけます。有効期限が8月末までに切れてしまうかたには、有効期限が切れる月の月末に8月末まで使用できる受給資格証を郵送しますので、申請をしていただく必要はありません。

加入保険が変更になったのだけど？

加入保険、振込口座、住所など現在登録している内容に変更が生じたときは、必ず市民課窓口か各連絡所で変更の手続きをしてください。

医療費助成のための手続きはどうすればいいの？

県内の医療機関で受診したときは、保険証と一緒に受給資格証を提示するだけで、お支払いいただいた保険適用分の医療費が2〜3か月後に登録口座に振り込まれます。県外の医療機関で受診したときは、保険適用分の点数が分かる領収書を1か月分まとめて、市民課窓口か各連絡所に提出してください。県内分と同様に登録口座に医療費が振り込まれます。

* * * * *

くわしくは、市民課保険年金係に問い合わせてください。